内　容 評 価 基 準

 【福祉用具貸与】

目次

**Ａ-１　生活支援の基本と権利擁護**

**Ａ-１-（１）生活支援の基本**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ａ②　Ａ-１-（１）-①　利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援している。

**Ａ-３　生活支援**

**Ａ-３-（６）認知症ケア**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

Ａ⑯　Ａ-３-（６）-①　認知症の状態に配慮したケアを行っている。

**Ａ-３-（９）福祉用具貸与**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

Ａ　Ａ-３-（９）-①　利用者の状態に応じた福祉用具を選定している。

　　　Ａ　Ａ-３-（９）-②　利用者が負担する利用料について説明している。

Ａ　Ａ-３-（９）-③　居宅への福祉用具の搬入及び搬出に関する利用者の要望に対応している。

Ａ　Ａ-３-（９）-④　福祉用具の適合状態等の質の確保のための取組みを実施している。

Ａ　Ａ-３-（９）-⑤　福祉用具の利用について説明し、同意を取得している。

Ａ　Ａ-３-（９）-⑥　福祉用具の調整、交換等を適切に行っている。

Ａ　Ａ-３-（９）-⑦　安全管理及び衛生管理のための取組みを適切に行っている。

**Ａ-４　家族等との連携**

**Ａ-４-（１）家族等との連携**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

Ａ⑲　Ａ-４-（１）-①　利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。

|  |
| --- |
| **１.高齢者福祉サービス版内容評価基準ガイドラインについて**　○この内容評価基準ガイドラインは、高齢者福祉サービスのうち、福祉用具貸与を評価対象としています。　○評価にあたっては、利用者一人ひとりの生活を尊重した支援と利用者の生活課題や心身の状況に応じた支援・取組について、福祉用具貸与サービスの役割と機能等を基本としつつ、各評価項目にそって評価します。　○このため、評価細目や着眼点等については、サービスの役割と機能等に応じて適用するものとし、福祉用具貸与サービスの支援において特に必要とされるもの、あるいは利用者の状況に応じて必要となる項目について評価します。（着眼点に「□」の記載がある項目について評価します。）　**２.内容評価項目の評価方法について**○サービスや支援の実施については、実際の実施状況を観察することができないことも多い（訪問系サービスについては、原則として自宅等の支援現場の観察を標準的な評価方法としていない）ことから、次の文書等を通して確認することが必要となります。・標準的な実施方法を文書化したもの（手順書・マニュアル等）・サービス実施計画に記載された個別の介助方法・手順・サービス実施状況の記録○ただし、これらの文書等がなくても、その他の方法で文書化され実施されていることが分かれば、それに基づいて評価を行います。○必要に応じ、訪問調査において、自己評価結果や上記の文書等の内容を踏まえ、実施状況を施設長、担当職員等からの聴取により確認します。○なお、上記の文書の整備状況は、共通評価項目（40Ⅲ-２-(１)-①、42Ⅲ-２-(２)-①、44Ⅲ-２-(３)-①）で評価を行ってください。**３.評価外・非該当等の取り扱いについて**　≪評価項目の適用≫　○福祉用具貸与については、Ａ-１及びＡ３～Ａ-４の評価項目を適用し、「Ａ-２環境の整備」及び「Ａ-５サービス提供体制」を「評価外」とします。　\*「評価外」…高齢者福祉サービスの特性上、実施が想定しづらいもの |

**Ａ-１　生活支援の基本と権利擁護**

Ａ②　Ａ-１-（１）-①　利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ) 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援している。ｂ) 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援しているが、十分ではない。ｃ) 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援していない。 |

評価の着眼点

□利用者の心身の状況と暮らしの意向等を把握・理解し、利用者一人ひとりに応じた生活となるよう支援している。

□日々の支援において利用者の自立に配慮するとともに、利用者の自立への動機づけを行っている。

□自立した生活が営めるよう、利用者の意向やこれまでの生活を尊重しながら、居室等に配慮し支援を行っている。

□鍵を預かる場合や買い物代行などで金品を預かる場合のルールが決まっており、適正に取り扱っている。

□必要に応じて、介護支援専門員を通して、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用につなげている。

□安心・安全で落ち着いた生活を送るための環境づくりについて、利用者・家族に助言・情報提供し、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、利用者の心身の状況に合わせて、安心・安定して自立した生活が営めるようどのように支援しているのかを評価します。

（２）趣旨・解説

○利用者一人ひとりがその人らしく生き生きと生活できるよう、利用者の意向や生活習慣を尊重するとともに、心身の状況に合わせ自立した生活となるよう支援することが重要です。

○利用者の心身の状況、ＡＤＬ、睡眠・食事・排せつ、これまでの環境（物的・人的）、生活習慣等を把握するとともに、利用者の暮らしへの意向を確認し理解することが必要です。

○身体的自立のみではなく、利用者の意向や気持ちを受けとめ、生活のなかで利用者自らが選択して自己決定することを支援することが重要です。

○利用者の希望に沿うだけでなく、利用者自身が行えることは、できるだけ本人が行えるようにする自立支援の視点が重要です。

○利用者が自立した生活を継続するためには、利用者の意向やこれまでの生活を尊重しながら、居室等の環境に配慮した支援を行う必要があります。

○食事、洗濯、掃除、整理整頓等の家事は、利用者がこれまで行ってきた方法を尊重しつつ支援します。そのため、これらの支援は、利用者とともに行うか、利用者の同意のもとに行うことが必要です。

○利用者の安心・安定と暮らしやすい居室等環境のため、居室や廊下等の安全確保やレンジ、暖房器具等からの火災防止などに配慮することが重要です。

○利用者の暮らしへの意向や心身の状況を踏まえながら、必要に応じて、福祉用具の活用などについて検討を行うとともに、利用者の暮らしを向上するために利用を促します。

○判断能力の状況により、利用者本人が金銭管理をすることが難しくなってきた場合には、速やかに家族に連絡をとり、必要な場合には、介護支援専門員に状況等を連絡・報告し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用につなげます。

○安心・安全で落ち着いた生活を送るための環境づくりについて、利用者・家族に助言・情報提供します。また、これらの内容を必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡します。

（３）評価の留意点

○利用者一人ひとりに応じた生活となるようどのような支援や取組を行っているか、その実施方法、実施状況や取組を具体的に確認します。

○利用者・家族への助言・情報提供や介護支援専門員への報告・連絡について具体的な内容等を確認します。

**Ａ-３　生活支援**

**Ａ-３-（６）認知症ケア**

Ａ⑯　Ａ-３-（６）-①　認知症の状態に配慮したケアを行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ) 認知症の状態に配慮したケアを行っている。ｂ) 認知症の状態に配慮したケアを行っているが、十分ではない。ｃ) 認知症の状態に配慮したケアを行っていない。 |

評価の着眼点

□利用者一人ひとりの日常生活能力や機能、生活歴について適切にアセスメントを行っている。

□あらゆる場面で、職員等は利用者に配慮して、支持的、受容的な関わり・態度を重視した援助を行っている。

□行動・心理症状（ＢＰＳＤ）がある利用者には、一定期間の観察と記録を行い、症状の改善に向けたケアや生活上の配慮を行っている。

□職員に対して、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるよう研修を実施している。

■（特養、通所介護）認知症の利用者が安心して落ち着ける環境づくりの工夫を行っている。

■（特養、通所介護）利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫している。

■（特養、通所介護）医師及び看護師等の関係職員との連携のもと、行動・心理症状（ＢＰＳＤ）について分析を行い、支援内容を検討している。

■サービス利用時の様子を家族に伝えるなどして、よりよいケアの方法を家族と共有するようにしている。

■家族の悩みや相談を受けとめ、よりよいケアの方法を家族と共有するようにしている。

■認知症の理解やケアに関して、利用者・家族に助言したり、家族会などの社会資源について情報提供を行っている。また、助言した内容については、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、認知症にある利用者の心身の状況や意向を踏まえ、尊厳を尊重し、その人らしく生活ができるような日常生活や活動の支援・配慮について評価します。

（２）趣旨・解説

○認知症に関する正確な知識をもとに、利用者一人ひとりの生活と必要とされる支援を把握したうえで、利用者の尊厳を基本とした認知症ケアを実施することが必要です。

○日常生活において利用者が自ら行えることを評価し、その力が十分発揮できるように支援します。自らの力を発揮することで自尊心が高められるよう配慮します。

○一日のメリハリづけや季節感が感じられるような工夫や情緒に訴えるような働きかけを通じて、精神活動の活性化等に配慮し、日中の生活ができるだけ活動的となるよう支援します。

○利用者への関わり方を振り返り、認知症の行動・心理症状（ＢＰＳＤ）の原因、行動パターンや危険性等について、十分理解して支援にあたる必要があります。

○認知症による行動・心理症状（ＢＰＳＤ）を早急に抑制しようとするのではなく、環境を整備したり、受容的な態度で行動を受けとめます。職員等は、生活のあらゆる場面で利用者に配慮して、支持的・受容的な関わりや態度を重視した援助を行います。

○職員が、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるような研修を行うことも必要です。

●（特養、通所介護）認知症の利用者が、安心・安全で落ち着ける環境となるように改善し工夫することは、その人らしい生活を送るための重要な支援です。利用者一人ひとりの環境変化への適応状況に配慮するとともに、利用者の行動を制限することのないように工夫することが必要です。

●（特養、通所介護）利用者が安心して落ち着いて過ごせるよう、一人ひとりの認知症の状態に合わせた支援や生活上の配慮、プログラムを行います。利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫します。

●（特養、通所介護）利用者同士の関係・関わりについても配慮し、安心して過ごすことができるよう取組むことも必要です。

●（特養、通所介護）医師及び看護師等の関係職員と連携のもと、行動・心理症状（ＢＰＳＤ）について分析を行い、支援内容を検討します。

●認知症は早期に発見し、適切な治療や対応により進行を遅らせることができます。必要に応じ、家族に報告・連絡し、介護支援専門員に連絡・相談します。

●サービス利用時の利用者の様子を家族に伝えることなどは、よりよいケアの方法を家族と共有するためにも必要な取組です。また、家族の悩みや相談を受けとめ、よりよいケアの方法を家族と共有するようにします。

●利用者の家族に対して、認知症に関する知識・情報、対応方法等を伝え、支援することが重要です。

●認知症高齢者の家族会等家族支援のための会や、その他社会資源を家族に紹介します。

（３）評価の留意点

○認知症の状態に応じた支援の実施方法、実施状況や取組を確認します。

**Ａ-３-（９）福祉用具貸与**

Ａ　Ａ-３-（９）-①　利用者の状態に応じた福祉用具を選定している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ) 利用者の状態に応じた福祉用具を選定している。ｂ) 利用者の状態に応じた福祉用具を選定しているが、十分ではない。ｃ) 利用者の状態に応じた福祉用具を選定していない。 |

評価の着眼点

□利用者ごとの福祉用具の必要性について、６か月に１回以上、介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と相談している。

□利用者の身体状況、介護状況、生活環境及び使用中の福祉用具を踏まえ、検討することにより福祉用具の選定を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

　○本評価基準では、利用者の身体状況、介護状況、生活環境及び使用中の福祉用具を踏まえ、どのように福祉用具の選定を行っているか評価します。

（２）趣旨・解説

　○介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と６か月に１回以上相談し、その日付及び内容の記録をする必要があります。

　○利用者ごとの記録に、利用者の身体状況、介護状況、生活環境及び使用中の福祉用具を踏まえた福祉用具別の選定理由の記載がある。

（３）評価の留意点

　○利用者の状況把握と、利用者の状況を踏まえた福祉用具の選定方法を確認します。

Ａ　Ａ-３-（９）-②　利用者が負担する利用料について説明している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ) 利用者が負担する利用料について説明している。ｂ) 利用者が負担する利用料について説明しているが、十分ではない。ｃ) 利用者が負担する利用料について説明していない。 |

評価の着眼点

□利用者に対して、福祉用具の料金表を配布する仕組みがある。

□利用者に対して、利用明細を交付している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○料金請求の透明性を確保するため、利用者に対して、福祉用具の品名ごとの料金を提示する仕組みについて評価します。

（２）趣旨・解説

　○利用者に対して配布するための料金表を作成する必要があります。

　○サービス提供内容（介護保険給付以外の費用がある場合にはこれを含む。）が記載されている請求明細書（写）を交付しなければなりません。

（３）評価の留意点

　○配布用の料金表を事業所内に備え付けていることの有無を確認します。

　○利用者に対して明細を記載した請求書を交付している請求明細書に福祉用具の種類、単価等が記載されていることを確認します。

Ａ　Ａ-３-（９）-③　居宅への福祉用具の搬入及び搬出に関する利用者の要望に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ) 居宅への福祉用具の搬入及び搬出に関する利用者の要望に対応している。ｂ) 居宅への福祉用具の搬入及び搬出に関する利用者の要望に対応しているが、十分ではない。ｃ) 居宅への福祉用具の搬入及び搬出に関する利用者の要望に対応していない。 |

評価の着眼点

□利用者の居宅における福祉用具の搬入又は搬出日について、利用者又はその家族の希望に応じる仕組みがある。

□福祉用具の点検基準に基づいて、福祉用具の使用前点検を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

　○福祉用具を搬入又は搬出する日について、利用者又は家族の希望に応じる仕組みについて評価します。

（２）趣旨・解説

　○利用者の居宅における福祉用具の搬入又は搬出日について、利用者又はその家族の希望を確認する必要があります。

　○福祉用具の点検基準に基づいて、福祉用具の使用前点検を行う必要があります。

（３）評価の留意点

　○福祉用具の搬入・搬出する日を指定できることを記載した文書の有無を確認します。

　○貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等を点検基準に基づいて、使用前に点検を行う仕組みを確認します。

Ａ　Ａ-３-（９）-④　福祉用具の適合状態等の質の確保のための取組みを実施している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ) 福祉用具の適合状態等の質の確保のための取組みを実施している。ｂ) 福祉用具の適合状態等の質の確保のための取組みを実施しているが、十分ではない。ｃ) 福祉用具の適合状態等の質の確保のための取組みを実施していない。 |

評価の着眼点

□利用者の身体状況及び福祉用具の利用環境に応じて、福祉用具の適合を行う仕組みがある。

□利用者の身体状況及び福祉用具の利用環境に応じて、福祉用具の適合を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

　○利用者の身体状況及び福祉用具の利用環境に応じて、福祉用具の適合を行う仕組みについて評価します。

（２）趣旨・解説

　○利用者の身体状況及び福祉用具の利用環境に応じた福祉用具の適合を行うための手続きに

ついて、マニュアル等を整備することが重要です。

　○利用者ごとの福祉用具の適合の実施及び実施した者の記録を残す必要があります。

（３）評価の留意点

　○利用者の身体状況及び福祉用具の利用環境に応じて、福祉用具の適合を行う仕組みが確認できる、福祉用具の適合を行うための手続きを記載したマニュアル等の有無を確認します。

　○適合作業の実施と実施者の記録が、利用者ごとにあるか確認します。

Ａ　Ａ-３-（９）-⑤　福祉用具の利用について説明し、同意を取得している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ) 福祉用具の利用について説明し、同意を取得している。ｂ) 福祉用具の利用について説明し、同意を取得しているが、十分ではない。ｃ) 福祉用具の利用について説明し、同意を取得していない。 |

評価の着眼点

□利用者の居宅への福祉用具の搬入時に、利用者に対して、取扱説明書を交付している。

□福祉用具の貸与時に、利用者に実際に福祉用具を使用させながら、福祉用具の使用方法を説明している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

　○利用者に福祉用具を適正に使用していただくため、利用者に対しての福祉用具の使用方法を説明する仕組みについて評価します。

（２）趣旨・解説

　○利用者の居宅への福祉用具の搬入時に、利用者に対して、取扱説明書を交付する必要があります。

　○福祉用具の貸与時に、利用者に実際に福祉用具を使用させながら、福祉用具の使用方法を説明することが重要です。

（３）評価の留意点

　○取扱説明書の手交確認書等に、利用者又は家族の署名若しくは記名捺印があるか確認します。

Ａ　Ａ-３-（９）-⑥　福祉用具の調整、交付等を適切に行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ) 福祉用具の調整、交付等を適切に行っている。ｂ) 福祉用具の調整、交付等を適切に行っているが、十分ではない。ｃ) 福祉用具の調整、交付等を適切に行っていない。 |

評価の着眼点

□少なくとも６か月に１回は、利用者の居宅を訪問し、福祉用具の使用状況の把握、メンテナンス、調整、交換等を行っている。

□介護支援専門員（介護予防支援事業所等）に福祉用具の使用状況の確認結果を報告している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

　○福祉用具の使用状況の把握、メンテナンス、調整、交換等を適切に行う仕組みを評価します。

（２）趣旨・解説

　○利用者の状況を把握するため、少なくとも６か月に１回は利用者の居宅を訪問し、福祉用具の使用状況の把握、メンテナンス、調整、交換等を行う必要があります。

　○介護支援専門員等との連携を密にするため、介護支援専門員等に、福祉用具の使用状況の確認結果を報告することが必要です。

（３）評価の留意点

　○６か月に１回以上、福祉用具の使用状況の把握、メンテナンス、調整、交換等を行っていることが記録された書類を確認します。

　○介護支援専門員等へ報告した内容を記録した書類を確認します。

Ａ　Ａ-３-（９）-⑦　安全管理及び衛生管理のための取組みを適切に行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ) 安全管理及び衛生管理のための取組みを適切に行っている。ｂ) 安全管理及び衛生管理のための取組みを適切に行っているが、十分ではない。ｃ) 安全管理及び衛生管理のための取組みを適切に行っていない。 |

評価の着眼点

□福祉用具ごとの履歴の管理を行っている。

□福祉用具の廃棄又は入替に関する基準に基づいて、福祉用具の廃棄又は入替を行っている。

□福祉用具の利用に当たっての、事故防止のための注意事項について、利用者又はその家族に説明している。

□事故及び事故につながりそうな事例の情報収集を行っている。

□事故及び事故につながりそうな事例の原因分析及び事故防止対策の検討を行っている。

□利用者の居宅における事故や福祉用具の故障等緊急時の連絡先を利用者又はその家族に提示している。

□事故発生、福祉用具の故障等利用者の居宅における緊急時の対応方法を定めている。

□事故防止、事故発生、福祉用具の故障等利用者の居宅における緊急時の対応に関する従業者に対する研修を行っている。

□事故発生、福祉用具の故障等利用者の居宅における緊急時の経過及びその対応内容について記録する仕組みがある。

□福祉用具の種類ごとに、洗浄及び消毒を行う仕組みがある。

□福祉用具ごとに洗浄及び消毒の状況を把握している。

□洗浄及び消毒済みの福祉用具と洗浄及び消毒前の福祉用具を区分保管している。

□洗浄及び消毒済みの福祉用具については、水やほこりが容易に入らないよう管理する仕組みがある。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

　○福祉用具の利用に関する、事故防止や清潔保持などの適切な管理をするための取り組みを評価します。

（２）趣旨・解説

　○福祉用具を適切に管理するため、福祉用具ごとの履歴を管理していること（少なくとも製造（又は購入）年月、貸与件数、貸与日数、故障、修理年月日、修理内容の記載があること。いわゆるレンタル卸事業者から供給を受けている場合は、履歴や管理状況がいつでも紹介確認できること。）が必要です。

　○福祉用具の適切な貸与のため、福祉用具の廃棄又は入替に関する基準に基づいて、福祉用具の廃棄又は入替を行っていること（レンタル卸の場合は、供給元の基準の写しがあること。）が必要です。

　○事故防止のため、取扱い上の注意事項や故障時の対応等について、利用者又は家族に説明していることが必要です。

　○福祉用具の利用に関する事故を防止のため、福祉用具に関する事故等の事例を活用して、事故防止対策に活用する仕組みが必要です。

　○事故及び事故につながりそうな事例の原因分析及び事故防止対策の検討を行っていることが必要です。

　○利用者の居宅において、事故や福祉用具の故障等緊急時に、利用者から事業所に連絡が取れるよう、利用者又は家族に連絡先を提示していることが必要です。

　○利用者の居宅における事故発生、福祉用具の故障等の緊急時に、的確かつ迅速に対応するための仕組みが必要です。

　○事故防止、事故発生、福祉用具の故障等、利用者の居宅における緊急時の対応に関する知識や技術等の修得のため、従業者に対する研修を行っていることが必要です。

　○事故発生、福祉用具の故障等、利用者の居宅における緊急時の経過及びその対応内容について記録する仕組みが必要です。

　○福祉用具の清潔の保持のため、福祉用具の種類ごとに対応していた、洗浄及び消毒を行う仕組みが必要です。

　○福祉用具ごとに、洗浄及び消毒の状況を把握していることが必要です。

　○福祉用具の適切な衛生管理のため、洗浄及び消毒済みの福祉用具と、洗浄及び消毒前の福祉用具を区分保管していることが必要です。

　○福祉用具の適切な保管のため、洗浄及び消毒済みの福祉用具について、水やほこりが容易に入らないよう管理する仕組みが必要です。

（３）評価の留意点

　○福祉用具管理台帳（少なくとも製造（又は購入）年月、貸与件数、貸与日数、故障、修理年月日、修理内容の記載があること）を確認します。

　○貸与開始時の確認書等に、説明を行った記載と、利用者又は家族の署名若しくは記名捺印があることを確認します。

**Ａ-４　家族等との連携**

**Ａ-４-（１）家族等との連携**

Ａ⑲　Ａ-４-（１）-①　利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ) 利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。ｂ) 利用者の家族等との連携と支援を行っているが、十分ではない。ｃ) 利用者の家族等との連携と支援を行っていない。 |

評価の着眼点

□家族に対し、定期的及び変化があった時に利用者の状況を報告している。

□利用者の状況など報告すべき事項は、必ず家族に伝わるよう伝達方法を工夫している。

□家族に対し、サービスの説明をしたり、要望を聞く機会を設けている。

□家族との相談を定期的及び必要時に行っている。また、その内容を記録している。

■（特養）利用者と家族がつながりをもてるよう、取組や工夫をしている。

■家族が必要とする情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員など専門職、関係機関につないでいる。

■家族（介護者）に対し、必要に応じ介護に関する助言や介護研修を行っている。

■家族（主たる介護者）の心身の状況や家族による介護・介助方法にも気を配り、必要に応じて介護支援専門員に報告している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、利用者の家族等（家族、成年後見人等）との連携や家族への支援の取組について評価します。

（２）趣旨・解説

○家族は、利用者にとって介護者であり、利用者本人の代理者や後見人となる場合があります。利用者本人の支援にあたり、利用者と家族等のそれぞれの立場を理解して、適切に連携と支援をすることが必要です。

○家族との関係は単に支援をする側とされる側ではなく、利用者をともに支えるパートナーとして、日頃から連携・協力して利用者を支えることが大切です。

○利用者の意向や家族関係に十分に配慮しながら、定期的及び利用者の体調不良や急変時の家族等への報告・連絡ルールを福祉施設・事業所として明確にし、あらかじめ定めた家族等への報告・連絡や情報提供を適切に行います。福祉用具貸与については、同居家族がいる利用者であっても、その家族に報告することが必要です。

○利用者の状況など報告すべき事項については、必ず家族に伝わるよう伝達方法を工夫します。

○家族のサービス・施設（事業所）運営等に対する要望を聴き取り、利用者の意向を踏まえたうえで、サービス内容・施設（事業所）運営に活かしていきます。

○家族支援の観点から、家族との相談を定期的及び必要時に行います。また、その内容を記録し、福祉施設・事業所の取組に活かすようにします。

●（特養）利用者と家族がつながりをもてるよう、暮らしや介護に家族も関われる場面や機会の提供、面会しやすい環境をつくることが大切です。

●（特養）行事等について家族に日程等を案内するなど、家族が参加できるようにするとともに、家族の面会時などには、利用者の近況を報告します。

●家族の介護方法や価値観を受け入れながら、家族が必要とする情報提供（福祉サービス、介護に関するテキスト・資料、地域の家族会など）を行い、介護支援専門員など専門職、地域包括支援センターなどの関係組織に必要に応じてつなぐ取組も必要です。また、家族（介護者）に対して介護に関する助言や介護研修を必要に応じて行います。

●家族（主たる介護者）の心身の状況にも気を配り、家族の介護負担が過重にならないよう、家族がどのような方法で介護・介助しているかを把握し配慮することが重要です。家族（介護者）の定期的な健康チェックや介護予防活動についても、必要に応じて助言します。また、介護支援専門員への報告についても必要に応じて実施します。

（３）評価の留意点

○利用者の家族等の連携と支援の実施方法、実施状況や取組を確認します。

○利用者の家族への連絡・報告の手順と実施状況を確認します。